

# 注 意 事 項

1. 当該行為に着手する日の 30 日前までに都市計画課へ提出してください。

2. 届出手続等を代理人が行う場合は、委任状を添付してください。

3. 届出書には、次の図面を添付してください。

(1) 土地の区画形質の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 設計図 設計図（造成計画平面図・断面図、擁壁構造図等）

(2) 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物（擁壁、かき又はさく等を含む）をいう。以下同じ。）の建設又はこれらの用途の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

ハ 立面図及び平面図 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階の平面図（建築物である場合に限る。）

ニ 構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

ホ 求積図 当該行為を行う土地の求積図及び建築物の求積図

(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

ハ 構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

ニ 立面図 二面以上の立面図

4. その他参考となるべき事項を記載した図面

※ 縮尺については、図面等で確認できる程度のものとする。

## 飯能都市計画地区計画の変更（飯能市決定）

飯能都市計画岩沢南部地区地区計画を次のように決定する。

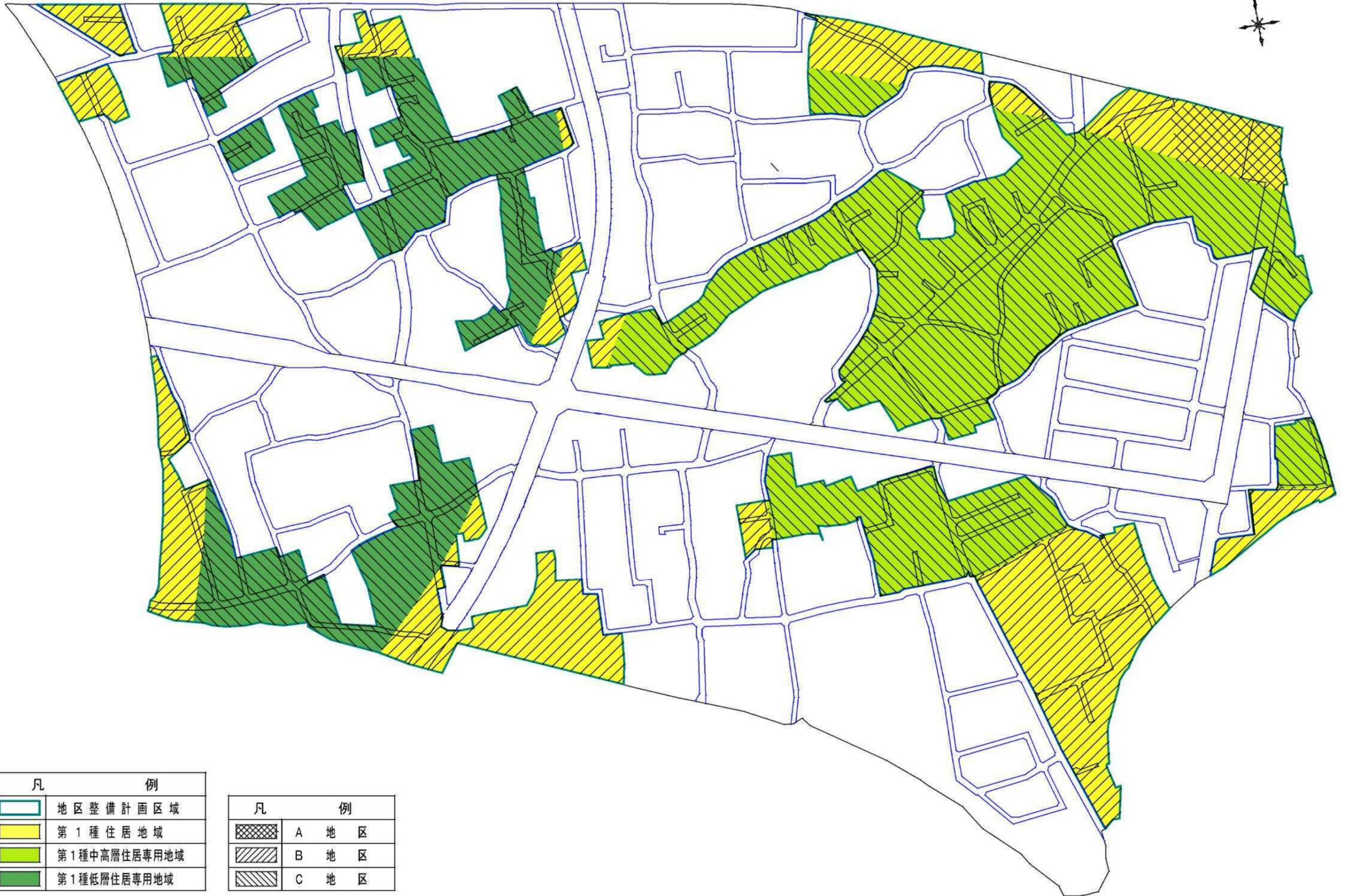
名 称	飯能都市計画岩沢南部地区地区計画	
位 置	飯能市大字笠縫、岩沢の各一部	
面 積	約 55.4 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は市街地中心部から東へ約1kmに位置し、西武池袋線と入間川に囲まれた、戸建住宅と低層の集合住宅を主体とする市街地であり、農地や古くからの農家住宅が残る地区である。</p> <p>土地区画整理事業により地区の特性を生かしながら道路・公園等の計画的な都市基盤整備を行い、区画整理事業の効果を維持・保全するため地区計画を策定し、敷地の細分化防止や建築物等の用途制限を設けることで、良好な市街地の形成を実現することを目標とする。</p> <p>また、すでに建築されている戸建住宅については、住環境が整備されていることから、現在の住環境の維持・保全を図るものとする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は農地や古くからの佇まいを生かしながら整備される土地区画整理事業を推進し、農地・住宅地が調和する良好な生活環境を形成するため、建築物等の規制・誘導を行う。</p> <p>A地区 元加治駅を利用した駅周辺地区としての土地利用形成を図る。 B地区 幹線道路の沿道については利便性のある土地利用を図り、これ以外の地区については既存の用途地域により良好な住宅地としての街並みとするため、用途を制限することで後背の住宅地との調和を図る。 C地区 すでに建設されている戸建住宅が点在する地区のため、良好な住宅地としての環境を保全・誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内に決定されている都市計画道路を補完し、地区内の防災性の向上と生活道路の整備水準の確保のため、必要となる道路を地区施設として定め、計画的な道路整備を積極的に進めることとする。</p> <p>また、防災上の観点や周辺住民の憩いの場として地区内に公園を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>安全で安心して生活できる居住環境の創出と保全を図るため、敷地面積の最低限度及び壁面の位置を定める。</p> <p>生垣等の設置を推進することで、緑の創出・保全に努める。震災等によるコンクリートブロック塀の崩壊防止策としてフェンス等への設置を推進する。</p>

飯能都市計画岩沢南部地区地区計画  
地区整備計画

地区整備計画	位置		飯能市大字笠縫、岩沢の各一部			
	面積		約 18.9 ha			
	地区施設及び配規 置模	道路	9m	約	370m	
			6m	約	580m	
			5m	約	210m	
			4m	約	2,190m	
	公園		約 700㎡ (1箇所)			
	建築物等に 関する 事項	地区の区分	地区の名称	A地区 第1種住居地域	B地区 第1種住居地域	C地区 第1種中高層住居専用地域 第1種低層住居専用地域
			地区の面積	0.4 ha	6.0 ha	12.5 ha
			建築物等の用途の制限(注)	—————	次に掲げる建築物は建築することができない。 ホテル、旅館	—————
建築物等に 関する 事項	建築物の敷地面積の最低限度		120 ㎡ (※ 決定告示日以前から敷地面積が最低限度未満の土地については、敷地分割を行わない限り建築物の建築が可能。また、決定告示日以降に地区施設を整備するため敷地を分割する場合も同様とする。)			
	壁面の位置の制限		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、地区施設(道路)境界及び隣地境界までの距離は0.5m以上とする。			
	垣又はさくの構造の制限		地区施設(道路)に面する垣又は柵の構造は次に掲げるものとする。 (1) 生垣 (2) 鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで、宅地の地盤高からの高さは1.5m以下のもの。 (基礎の高さは、0.6m以下とする。)			

「区画及び地区整備計画は計画図表示のとおり」  
理由 不良市街地形成の未然防止と、良好な環境の創出と保全を図る。

# 地区整備計画図



凡	例
	地区整備計画区域
	第1種住居地域
	第1種中高層住居専用地域
	第1種低層住居専用地域

凡	例
	A 地区
	B 地区
	C 地区